

障がい者福祉の てびき

安全・安心なこころ交流のまち

かめおか



亀岡市観光マスコットキャラクター
明智かめまる



亀 岡 市

○亀岡市「福祉都市」宣言

昭和 57 年 3 月 29 日

告示第 19 号

健康で文化的な生活の基礎的条件が確保されることにより、生涯にわたり人間に値する生活と人格の自由な発展がひとしく保障される社会こそ、福祉社会といえる。

市民の福祉は、市が、社会的な環境や条件の整備等その責務を積極的に果たすとともに、市民が、地域社会の一員として、みずからの生活をみずからの英知、創意、努力によって高めるという主体的な自覚と市民相互の連帯を強め、福祉の向上に寄与するよう努力をすることによってもたらされるものである。

このような自覚と認識に立って、わたくしたち亀岡市民は、ともに力を合わせ平和で豊かなまちづくりに前進したいと思う。

ここに、決意を新たにして、すべての亀岡市民とともに亀岡市を「福祉都市」とすることを宣言する。

来庁されるときお願い（マイナンバーについて）

マイナンバー制度の開始により、申請等の際に、申請書のマイナンバーの確認と御来庁者様の本人確認が必要となる制度もあるため、申請等で御来庁の際には、必ず下記の書類等の持参及び提示をお願いします。

● 制度上の申請者本人が来庁の場合

- マイナンバーが確認できる書類（下記のいずれか）
 - ① マイナンバーカード（※写真のあるカードです。）
 - ② マイナンバー通知カード（※郵送された写真のないカードです。）
 - ③ マイナンバーの記載された住民票の写し
- 本人確認ができるもの（下記のいずれか）
 - ① マイナンバーカード
 - ② 官公署から発行された書類のうち、写真、氏名及び住所（住所に代えて生年月日でも可）の3点が記載されているものを1つ
☞ 【例：運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳（写真のない手帳は③です。）などから1つ】
 - ③ 官公署から発行された書類のうち、氏名及び住所（住所に代えて生年月日でも可）の2点が記載されているものを2つ以上
☞ 【例：健康保険証、介護保険証、受給者証、児童扶養手当証書及び特別児童扶養手当証書などから2つ以上】

● 制度上の申請者本人以外の人（代理人）が来庁の場合

- 申請者本人（委任者）がマイナンバーの提供を委任した書面（委任状）
- 申請者本人（委任者）のマイナンバーが確認できる書類（下記のいずれか）
 - ① 申請者本人のマイナンバーカード（写）（※写真のあるカードです。）
 - ② 申請者本人のマイナンバー通知カード（写）（※郵送された写真のないカードです。）
 - ③ 申請者本人のマイナンバーの記載された住民票の写し
- 代理人の本人確認ができるもの（下記のいずれか）
 - ① 代理人のマイナンバーカード（申請者本人のマイナンバーカードではありません。）
 - ② 官公署から発行された書類のうち、代理人の写真、氏名及び住所（住所に代えて生年月日でも可）の3点が記載されているものを1つ
☞ 【例：代理人の運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳（写真のない手帳は③です。）などから1つ】
 - ③ 官公署から発行された書類のうち代理人の氏名及び住所（住所に代えて生年月日でも可）の2点が記載されているものを2つ以上
☞ 【例：代理人の健康保険証、介護保険証、受給者証、児童扶養手当証書及び特別児童扶養手当証書などから2つ以上】

目次

1 手帳がほしいとき

- 身体障害者手帳の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 身体障害者障害程度等級表・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 療育手帳の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 精神障害者保健福祉手帳の交付・・・・・・・・・・・・ 6

2 医療を受けたいとき

- 自立支援医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 福祉医療（重度心身障害者医療）・・・・・・・・・・・・ 8
- 後期高齢者医療制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

3 訓練を受けたいとき

- 盲導犬導入訓練等補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

4 交通機関を利用したいとき

- JRの旅客運賃・バス運賃・タクシー運賃・航空旅客運賃の割引・・・・ 11
- 有料道路通行料金の割引・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 福祉タクシー・バス・自家用車燃料給油利用券交付制度・・・・・・・・ 13
- リフト付きタクシー運行・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 京都府じん臓機能障害者通院交通費の助成・・・・・・・・ 14
- 障害者サービス事業所等通所交通費助成・・・・・・・・ 14

5 就職したいとき

- 京都障害者職業相談室・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- なんとん障害者就業・生活支援センター・・・・・・・・ 15

6 情報がほしいとき

- 亀岡市ホームページ・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 点字図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 声の広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

7 税のことについて

- 住民税控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 自動車税・軽自動車税の種別割、および環境性能割の減免・・・・ 17

8 相談したいとき

- 亀岡市障害者相談支援センター お結び・・・・・・・・ 19
- 花ノ木相談事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 指定相談支援事業所・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員・・・・ 20
- 亀岡市成年後見制度利用支援事業（障がい者対象）・・・・ 20
- 中途失明者巡回生活指導員派遣・・・・・・・・・・・・ 21
- 身体障害者巡回相談・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 亀岡市内の障がい児（者）団体・・・・・・・・・・・・ 21

9 障害福祉サービスを利用したいとき

- 障害福祉サービスの利用のしかた・・・・・・・・・・・・ 22
- 対象となる障害福祉サービス・・・・・・・・・・・・ 24
- 児童福祉法による福祉サービス・・・・・・・・・・・・ 24
- 障害福祉サービスを利用したときにかかる費用・・・・ 25

10 地域で生活支援を受けたいとき

- 障害者ガイドヘルパー派遣事業・・・・・・・・・・ 26
- 障害者日中一時支援・生活サポート事業・・・・・・・・ 26
- 手話通訳者・要約筆記者派遣・・・・・・・・・・ 26
- 訪問入浴サービス・・・・・・・・・・ 26
- 身体障害者用自動車改造費助成・・・・・・・・・・ 27

11 補装具や日常生活用具が必要なとき

- 補装具費の支給・・・・・・・・・・ 28
- 日常生活用具の給付など・・・・・・・・・・ 28
- 福祉電話の貸与・・・・・・・・・・ 31

12 年金や手当を受けたいとき

- 障害基礎年金（国民年金）・・・・・・・・・・ 32
- 亀岡市在日外国人重度障害者特別給付金・・・・・・・・ 32
- 児童扶養手当・・・・・・・・・・ 32
- 特別障害者手当・障害児福祉手当・・・・・・・・ 33
- 特別児童扶養手当・・・・・・・・・・ 35

13 暮らしをもっと便利・快適にしたいとき

- 駐車禁止除外制度・・・・・・・・・・ 36
- 京都おもいやり駐車場利用証制度・・・・・・・・ 36
- 公営住宅の優先入居・・・・・・・・・・ 37
- 市内公共施設の利用料等減免・・・・・・・・・・ 37
- 亀岡市自転車等駐車場利用料金の減額・・・・・・・・ 38
- 緊急通報装置・・・・・・・・・・ 38
- 119番FAX及び119番メール・・・・・・・・・・ 38
- 青い鳥郵便はがきの無償配布・・・・・・・・・・ 38
- NHK受信料の免除・・・・・・・・・・ 39
- 104無料扱い（ふれあい案内）・・・・・・・・・・ 39
- 携帯電話基本使用料等の割引・・・・・・・・・・ 39
- 電話リレーサービス・・・・・・・・・・ 40

14 共済制度に加入したいとき

- 心身障害者扶養共済制度・・・・・・・・・・ 41

15 その他

- 亀岡市避難行動要支援者名簿・・・・・・・・・・ 42
- 生活福祉金貸付制度・・・・・・・・・・ 42
- 郵便等による不在者投票制度・・・・・・・・・・ 43
- 本会議の傍聴・・・・・・・・・・ 43
- 亀岡市障害児保護者就労支援事業・・・・・・・・ 43
- 障がい者に関するシンボルマーク・・・・・・・・ 44
- 施設等のバリアフリーに関するご案内・・・・・・・・ 45
- 関係機関一覧・・・・・・・・・・ 47

身体障害者手帳の交付

身体障がい者（身体障がい児）に対する各種の福祉制度を受けるために必要な手帳で、障がいの程度により1級から6級までに区分されています。身体に障がいのある人等からの申請により、福祉事務所を通じて京都府が決定・交付します。

- ① 医師に身体障害者手帳に該当するかを相談
- ② 申請書・診断書用紙を受け取る
- ③ 診断書の作成
- ④ 申請書類の提出
- ⑤ 申請書類の送付（進達）
- ⑥ 手帳の送付
- ⑦ 手帳交付（通知文の送付）

■手続きに必要なもの

- ① 身体障害者手帳交付申請書
- ② 身体障害者診断書・意見書（指定医師が診断したもの）
- ③ 本人の顔写真1枚（たて4cm、よこ3cm）

■変更・再交付・返還

次の場合は福祉事務所に必ず届けてください。

- 障がいの程度が変わったとき
- 住所・氏名が変わったとき
- 手帳を紛失・破損したとき
- 手帳の交付を受けた人が死亡したとき
- 障がいに該当しなくなったとき など

問い合わせ先

- 市役所 障がい福祉課 電話 25-5031 FAX 25-5511

■身体障がい者障害程度等級表 身体障害者福祉法規則第5条第3項別表第5号表記

等 級			1 級	2 級	3 級
視 覚 障 害			両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が、0.01以下のもの	1.両眼の視力の和が、0.02以上0.04以下のもの 2.両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	1.両眼の視力の和が、0.05以上0.08以下のもの 2.両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの
平衡機能または聴覚機能の障害	聴 覚 障 害			両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
	平衡機能障害				平衡機能の極めて著しい障害
音声機能、言語機能またはそしやく機能の障害					音声機能、言語機能またはそしやく機能の損失
肢 体 不 自 由	上 肢		1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.1上肢の機能を全廃したもの	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.1上肢の機能の著しい障害 4.1上肢のすべての指を欠くもの 5.1上肢のすべての指の機能を全廃したもの
	下 肢		1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2.1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.1下肢の機能を全廃したもの
	体 幹		体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1.体幹の機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
	小腸、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害	心臓機能障害		心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	
じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
肝臓機能障害		肝臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
ぼうこうまたは直腸の機能障害		ぼうこうまたは直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこうまたは直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
小腸機能障害		小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	

等 級			4級	5級
視 覚 障 害			1.両眼の視力の和が、0.09以上0.12以下のもの 2.両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1.両眼の視力の和が、0.13以上0.2以下のもの 2.両眼の視野の2分の1以上が欠けているもの
平 聴 衡 覚 機 能 ま た は 障 害	聴 覚 障 害		1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	
	平衡機能障害			平衡機能の著しい障害
音声機能、言語機能またはそしやく機能の障害			音声機能、言語機能またはそしやく機能の著しい障害	
肢 体 不 自 由	上 肢		1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.1上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの 4.1上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 5.1上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指またはひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの 7.おや指またはひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの 8.おや指またはひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障害	1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.1上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれかの1関節の機能の著しい障害 3.1上肢のおや指を欠くもの 4.1上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.1上肢のおや指およびひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指またはひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害
	下 肢		1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.1下肢の機能の著しい障害 5.1下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの 6.1下肢が健側に比して10センチメートル以上または健側の長さの10分の1以上短いもの	1.1下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害 2.1下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.1下肢が健側に比して5センチメートル以上または健側の長さの15分の1以上の短いもの
	体 幹			体幹の機能の著しい障害
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
ウ 若 心 イ し 臓、 ル く は じん ス は 直腸 に よ る 免 免 疫 若 し 疫 く は 肝 の 機 能 若 の 小 腸 若 の 若 し 呼 害 く は 吸 は 器 又 ヒ ト 免 疫 不 全 免 疫 不 全	心臓機能障害		心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	肝臓機能障害		肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		ぼうこうまたは直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	小腸機能障害		小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	

等 級			6級	7級
視 覚 障 害			1眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	
聴 平 衡 機 能 は の 障 害	聴 覚 障 害		1.両耳の聴力のレベルが70デシベル以上のもの (40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2.1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平 衡 機 能 障 害			
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障 害				
肢 体 不 自 由	上 肢		1.1上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	1.1上肢の機能の軽度の障害 2.1上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 3.1上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 5.1上肢のなか指、くすり指および小指を欠くもの 6.1上肢のなか指、くすり指および小指の機能を全廃したもの
	下 肢		1.1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.1下肢の足関節の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.1下肢の機能の軽度の障害 3.1下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 4.1下肢のすべての指を欠くもの 5.1下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.1下肢が健側に比して3センチメートル以上または健側の長さの20分の1以上短いもの
	体 幹			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
		移動機能	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢の不随意運動・失調等を有するもの
ウ イ ル ス に よ る 免 疫 機 能 の 障 害	心臓機能障害			
	じん臓機能障害			
	肝臓機能障害			
	呼吸器機能障害			
	ぼうこうまたは直腸の機能障害			
	小腸機能障害			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			
備 考			1.同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2.肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3.異なる等級については2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4.「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。 5.「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。 6.上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7.下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを測定したものをいう。	

※障がいが一部位で、7級の場合は、身体障害者手帳は交付されません。

療育手帳の交付

知的障がいのある人が各種の福祉制度を受けやすくするための手帳で、障がいの程度によりA（重度）及びB（中度、軽度）に区分されています。知的障がいのある人等からの申請により、福祉事務所を通じて京都府が決定・交付を行います。

本人が居住しているところの福祉事務所手続きし、京都府家庭支援総合センターで、障がいの程度について判定を受ける必要があります。

※ 相談所は次のところにあります。

京都府家庭支援総合センター

〒605-0862 京都市東山区清水4丁目185番地1

電話 075-531-9600 FAX 075-531-9610

■手続きに必要なもの

- ① 療育手帳交付申請書
- ② 療育手帳調査書
- ③ 本人の顔写真1枚（たて4cm、よこ3cm）

■再判定・再交付・返還

次の場合は必ず福祉事務所に届けてください。

- 再判定を受けるとき
- 障がいの程度が変わったとき
- 紛失、破損したとき
- 住所、氏名が変わったとき
- 手帳の交付を受けた人が死亡したとき など

■障がいの程度

重 度 の 場 合:A

中 度・軽 度 の 場 合:B

問い合わせ先

- 市役所 障がい福祉課 電話 25-5031 FAX 25-5511

精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障がいのある人が各種の福祉制度を受けやすくするための手帳で、障がいの程度により1級から3級までに区分されています。精神障がいのある人等からの申請により、亀岡市を通じて京都府が決定・交付を行います。

手帳の有効期限は2年です。更新を希望する場合は、手続きが必要です。

■手続きに必要なもの

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ② 次のいずれかの書類
 - ・ 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
 - ・ 精神障がいを支給事由とする年金給付の年金証書または、直近の年金振込通知書、障害等級等の照会についての同意書
- ③ 本人の顔写真1枚（たて4cm、よこ3cm）

■更新・変更・再交付等

次の場合は必ず亀岡市に届けてください。

- 有効期限の更新を希望するとき
- 障がいの程度が変わったとき
- 住所・氏名が変わったとき
- 紛失又は破損したとき
- 手帳の交付を受けた人が死亡したとき など

■障がいの程度

1級－日常生活が不可能な程度（日常生活の用を足すことが不可能な程度）

2級－日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度

3級－日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活または社会生活に制限を加えることを必要とする程度

問い合わせ先

- 市役所 障がい福祉課 電話 25-5031 FAX 25-5511

自立支援医療

1. 更生医療・育成医療 ※ 所得制限があります。

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図ることを目的として、身体の障がいを除去または軽減するために必要な医療にかかる費用の一部を公費負担します。

【対象者】

- 更生医療：身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人
※ 人工透析療法や関節形成手術など、対象となるものに限ります。
- 育成医療：18歳未満（身体障害者手帳を持っていなくてもよい）

【給付額等】

健康保険にかかる医療費が給付対象になります（入院にかかる食事療養費等を除く）。原則として、医療費の1割が自己負担となります。

2. 精神通院医療 ※ 所得制限があります。

精神疾患の治療のため、病院等に入院することなく行われる医療（精神通院医療）にかかる費用の一部を公費負担します。

【対象者】

精神疾患の治療のため、通院の必要があると京都府知事が認めた人。

【給付額等】

健康保険にかかる医療費が給付対象になります。原則として、医療費の1割が自己負担となります。

3. 自立支援医療特別対策事業 ※ 所得制限があります。

障がいに伴う身体機能の低下を補うための医療を継続的に受けている身体障がい児者に、医療にかかる費用の一部を公費負担します。

【対象者】

- 呼吸機能障害3級所持者で在宅酸素療法を受けている人
- ぼうこう・直腸機能障害3級所持者で、その障がいの原因疾患又はストマ周辺の感染防止等のための治療を受けている人。

【給付額等】

健康保険にかかる医療費が給付対象になります（入院にかかる食事療養費を除く）。原則として、医療費の1割が自己負担となります。

問い合わせ先

● 市役所 障がい福祉課 電話 25-5031 FAX 25-5511

福祉医療（重度心身障害者医療）

重度心身障がい者（重度心身障がい児）の医療費について福祉医療費を支給します。

【対象者】

次のいずれかに該当する原則として65歳未満の心身障がい者（心身障がい児）。

- ① 身体障害者手帳1級または2級の所持者
- ② 療育手帳A所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳2級の所持者のうち、前回の認定において手帳等級が1級であった人
- ⑤ 身体障害者手帳3級、療育手帳 B 所持者で知能指数（IQ）が50以下及び精神障害者保健福祉手帳2級のうち2つ以上を満たす人

※ 65歳～74歳の人については、福祉医療もしくは後期高齢者医療制度との選択が可能です。

※ 所得制限があります。

※ 生活保護を受けている人等を除きます。

【支給額】 医療保険の自己負担相当額

問い合わせ先

● 市役所 障がい福祉課 電話 25-5031 FAX 25-5511

後期高齢者医療制度

1. 障害者手帳所持者は後期高齢者医療制度への加入が選択できます。

【対象者】

次のいずれかに該当する65歳から74歳までの人（75歳以上の人は全員後期高齢者医療制度に加入） ※ 生活保護を受けている人は除きます。

- ① 身体障害者手帳1～3級所持者
- ② 身体障害者手帳4級所持者
（音声・言語・そしゃく機能障害4級および下肢機能障害4級の一部に限ります。）
- ③ 療育手帳 A 所持者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者
- ⑤ 障害基礎年金1級・2級所持者

【保険料等】

後期高齢者医療制度に加入されると、所得に応じて本人に後期高齢者医療保険料が発生するとともに、医療費の自己負担割合が1～3割となります。

問い合わせ先

● 市役所 保険医療課 高齢者医療係 電話 25-5026 FAX 25-5021

2. 重度心身障害老人健康管理事業対象者の医療費を支給します。

【対 象 者】

次のいずれかに該当する後期高齢者医療制度加入者。

- ① 身体障害者手帳1級または2級の所持者
- ② 療育手帳A所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳2級の所持者のうち、前回の認定において手帳等級が1級であった人
- ⑤ 身体障害者手帳3級、療育手帳 B 所持者で知能指数(IQ)が50以下及び精神障害者保健福祉手帳2級のうち2つ以上を満たす人

※ 所得制限があります。

※ 生活保護を受けている人等を除きます。

【支 給 額】 後期高齢者医療保険の自己負担相当額

問い合わせ先

- 市役所 保険医療課 高齢者医療係 電話 25-5026 FAX 25-5021

3

訓練を受けたいとき

盲導犬導入訓練等補助金

視覚障がい者の盲導犬導入訓練等に要する経費の一部を補助します。

【対 象 者】

公益財団法人関西盲導犬協会が設置運営する盲導犬総合訓練センターにおいて盲導犬との歩行訓練等を終了し、盲導犬を導入した視覚障がい者。

【備 考】

盲導犬を導入してから1カ月以内に申請してください。

問い合わせ先

● 市役所 障がい福祉課 電話 25-5189 FAX 25-5511

JRの旅客運賃割引

旅客鉄道株式会社の経営する鉄道、航路および自動車線の運賃が次のとおり割引されます。

	第1種障害者		第2種障害者	
	本人単独	本人と介護者	本人単独	本人と介護者
普通乗車券	片道100kmを超える場合 本人5割引	距離制限なし 本人と介護者1名 ともに5割引	片道100kmを超える場合 本人5割引	片道100kmを超える場合 本人のみ5割引
定期乗車券	—	同上	—	12歳未満の児童 の介護者1名のみ 5割引
回数乗車券	—	同上	—	—
急行券	—	同上	—	—

旅客鉄道株式会社の乗車券販売窓口で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、又はミライロ ID 等を呈示して割引乗車券を購入できます。

※ その他の鉄道においても割引を行っているところがありますので、利用するときに運行会社にお問い合わせください。

バス運賃の割引

身体障害者手帳や療育手帳の所持者が京都府バス協会加盟各社の路線バスに乗車するとき、手帳を呈示すると半額の割引が受けられます。（「バス介護付」のスタンプ表示がある場合は、介護者も含めての割引が受けられます。）

※ バス会社によっては精神保健福祉手帳を呈示すると半額の割引が受けられる場合があります。

※ ふるさとバス、コミュニティバスも半額になります。

タクシー運賃の割引

身体障害者手帳や療育手帳の所持者が京都府内の事業所のタクシーに乗車するとき、乗務員に手帳を呈示すると、運賃が1割引になる制度があります。

※ タクシー会社によっては精神保健福祉手帳を呈示すると割引が受けられる場合があります。

航空旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者が国内航空会社の国内路線を利用するときに、所持している手帳を呈示すると割引航空券を購入できます。

※ 割引に関する詳細は、利用する航空会社、営業所、指定代理店へ直接お問い合わせください。

有料道路通行料金の割引

全国の有料道路事業者の管理する有料道路が割引になります。

	本人運転	介護者運転
対象者	身体障害者	第Ⅰ種身体障害者、第Ⅰ種知的障害者
対象車両	本人またはその家族等（配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者ならびに同居の親族等）が所有する車両 ※法人名義の自動車、営業用自動車等は不可	左記の車両または日常的に継続して介護する人が所有する車両 ※法人名義の自動車、営業用自動車等は不可
割引料金	通常料金の半額	
手続きに必要なもの	①身体障害者手帳 ②登録を希望する自動車の自動車検査証（車検証） ※ 車を登録しない場合は不要です ③運転免許証	①身体障害者手帳または療育手帳 ②登録を希望する自動車の自動車検査証（車検証） ※ 車を登録しない場合は不要です
	ETCを利用する場合	
	①上記①～③ ②ETCカード （原則として障がい者本人名義のものに限ります） ③登録を希望する自動車に取り付けられた車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」	①上記の①および② ②ETCカード （原則として障がい者本人名義のものに限ります） ③登録を希望する自動車に取り付けられた車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」

※ETCをご利用の場合は、スマートフォンからオンライン申請も可能です。

詳しくは、<https://www.expressway-discount.jp> または「ETC オンライン申請」で検索

問い合わせ先

- NEXCO西日本 お客様センター フリーダイヤル 0120-92-4863
※フリーダイヤルがご利用できないお客様は、06-6876-9031 へ
- 市役所 障がい福祉課 電話 25-5031 FAX 25-5511

福祉タクシー・バス・自家用車燃料給油利用券交付制度

外出が困難な重度障がい者に対し、タクシー料金、バス運賃及び自家用車燃料給油等の一部を助成することで生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図ります。

【支給対象】 タクシー料金、バス運賃及び自家用車の燃料代

【対象者】 在宅の人で次のいずれか又は両方の区分に該当する人

○区分A ①から③のいずれかの手帳を所持していること

- ① 身体障害者手帳で「障害名」欄に以下の名称と級の記載があるもの
 - ・視覚障害、両下肢又は体幹障害 1・2級
 - ・内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓
・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能）1級

② 療育手帳のうち「障害の程度」欄にAの記載があるもの

③ 精神障害者保健福祉手帳のうち「障害等級」欄に1・2級の記載があるもの

○区分B 身体障害者手帳を所持し、週3回以上の慢性透析療法を受療している人

【利用券の交付額】

区分A及び区分Bごとに、申請月から1箇月あたり1,000円（20枚分）を交付します。

*区分Aについては、手帳を複数所持している場合でも交付額の増加はありません。

*手帳所持によるタクシー運賃を1割引にする制度も同時に利用できます。

問い合わせ先

● 市役所 障がい福祉課 電話 25-5031 FAX 25-5511

リフト付きタクシー運行

身体障害者手帳の所持者で車いす使用者や寝たきりの障がい者の社会参加などを促進しようと、リフト付きタクシーが運行されています。

【利用方法】 予約制。直接下記の業者へ申し込んで下さい。

- 京 都 タクシー 株 式 会 社（余 部 町・電話25-1000）
- 介 護 タクシー 行 来（あんくる）（篠 町・電話090-5257-3129）
- 介 護 タクシー ご 一 緒 に（大 井 町・電話090-7488-1572）
- 藍 理（あいこう）介 護 タクシー（篠 町・電話23-6131）
- 介 護 タクシー ケア・ドライブ（篠 町・電話090-8379-9368）
- 阪 東 サ ー ビ ス（京 都 市・電話080-1447-3329）

【料 金】 各タクシー業者により異なります。

* 前記「タクシー運賃割引」制度、市発行の「福祉タクシー等利用券」も使用できます。

問い合わせ先

● 市役所 障がい福祉課 電話 25-5031 FAX 25-5511

京都府じん臓機能障害者通院交通費の助成

じん臓の機能に障がいがある者が、医療機関において慢性透析療法による医療を受ける際に要する医療機関等への通院交通費に対し、その負担を軽減するための助成制度です。

【対象者】

- ・ じん臓の身体障害者手帳を所持している人
- ・ 医療機関に通院し慢性透析療法を受けている人

【助成対象となる通院交通費】

利用手段：バス・電車等の公共交通機関等

交通費の金額：最も経済的な通常の経路及び方法により通院した場合の額

障がい者割引を適用できる場合は適用後の金額

割引制度を利用していない場合でも、割引後の金額で計算

【助成金】 1箇月ごとに計算し、10,000円を超えた額の2分の1以内

【申請期間】

3月・6月・9月・12月の7日までに前3箇月分をまとめて申請

※ 申請書に関する様式は、ホームページでダウンロードできます。

※ 申請には通院証明書が必要です（文書料が発生する可能性があります）。

問い合わせ先

京都府 南丹保健所 電話 0771-62-0361 FAX 0771-63-0609

市役所 障がい福祉課 電話 25-5031 FAX 25-5511

障害者サービス事業所等通所交通費助成

知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者が通所するために要した交通費の一部を助成します。

【対象者】

公共交通機関、自家用車（原動機付き自転車は含まれません。）で総合支援法に基づいて設置されている下記の通所型施設に通所している人（事業所送迎バス利用の方は除きます）。

【通所施設】

- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練（機能訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援B型

【給付額】 助成の限度額は、月額2,000円以内です。※ 申請時期は8月と3月の年2回です。

問い合わせ先

● 市役所 障がい福祉課 電話 25-5031 FAX 25-5511

京都障害者職業相談室

障がい者の求職、職業問題の相談に応じています。
(各公共職業安定所もご利用ください。)

問い合わせ先

京都障害者職業相談室 電話 075-341-2626 FAX 075-341-2612
ハローワーク園部 電話 0771-62-0246 FAX 0771-62-4853

なんたん障害者就業・生活支援センター

障がい者の就職相談に応じています。

問い合わせ先

- なんたん障害者就業・生活支援センター 電話 24-2181 FAX 20-1246

亀岡市ホームページ

亀岡市のお知らせ、生活に役立つ情報を提供しています。

ホームページアドレス <http://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

お手持ちの「音声読み上げソフト」で、より正確に音声化することができます。

背景色や文字サイズを変更できる機能もあります。

携帯電話用ホームページアドレス <http://www.city.kameoka.kyoto.jp/m/>

問い合わせ先

- 市役所 広報プロモーション課 電話 25-5003 FAX 22-6372

点字図書館

視覚障がい者のための情報発信拠点として、点字、録音図書の閲覧、貸出をしています。

問い合わせ先

- 京都ライトハウス 〒603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町11
電話 075-462-4400 FAX 075-462-4402

声の広報

市の広報等をCDに録音し、視覚障がい者に無料で配布します。

【対象者】視覚障がい者

問い合わせ先

- 市役所 障がい福祉課 電話 25-5189 FAX 25-5511

住民税控除

- 障害者控除（特別障害者控除対象を除く身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者）
- 特別障害者控除及び同居特別障害者控除（身体障害者手帳Ⅰ・Ⅱ級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級所持者）

以上の控除があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

問い合わせ先

● 市役所 税務課 電話 25-5012 FAX 25-0940

自動車税、軽自動車税の種別割、および環境性能割の減免

専ら障がい者のために使用される自家用自動車（軽自動車を含め、障がい者1人について1台）

		障がいの級別
視	覚	Ⅰ～Ⅳ級
聴	覚	Ⅱ～Ⅳ級
平 衡 機 能		Ⅲ級、Ⅴ級
音 声 機 能 (喉頭摘出によるものに限る)		Ⅲ級
上 肢 不 自 由		Ⅰ～Ⅲ級
下 肢 不 自 由		Ⅰ～Ⅵ級
体 幹 不 自 由		Ⅰ～Ⅲ級、Ⅴ級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上 肢 機 能	Ⅰ～Ⅲ級
	移 動 機 能	Ⅰ～Ⅵ級
心 臓 機 能 じ ん 臓 機 能 呼 吸 器 機 能 ぼうこう または 直腸機能 小 腸 機 能		Ⅰ級、Ⅲ級、Ⅳ級
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がい		Ⅰ～Ⅳ級
肝 臓 機 能 障 が い		
知 的 障 が い		重度（療育手帳A） ※軽自動車税は療育手帳の交付を受けているもの
精 神 障 が い		精神障害者保健福祉手帳に記載された障害の程度が「Ⅰ級」の方又は国民年金施行令別表に定めるⅠ級の精神障害の状態と同程度の状態の方（国民年金・厚生年金保険年金証書の国民年金裁定通知書の障害の等級に「Ⅰ級 Ⅰ０号」と記載されている方）でかつ、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証が交付されている方

■ 自動車の所有（取得）者と運転者との関係

自動車の運転者	障がい者の状況	自動車の所有（取得）者
障がい者本人または障がい者と生計を一にする人	障がい者が生徒または学生	障がい者本人または障がい者と生計を一にする人
	障がい者が18歳未満	
	重度の障がい者など（身体障害者手帳の1級、または2級、療育手帳のA）	
	精神障がいの程度が1級または1級と同程度	
	上記以外の人	障がい者
障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する人が運転する場合		障がい者

※1 福祉事務所の確認が必要。（軽自動車税の種別割は除く）

※2 特別な事情により障がい者本人が所有（取得）するのが困難である場合は、生計を一にする人又は障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する人も所有（取得）者に含める。（軽自動車税の種別割のみ）

※ 減免申請期限は次のとおり

新たに自動車を取得される場合は、道路運送車両法第7条、第12条または第13条の規定による登録の申請をする時まで。

4月1日現在既に自動車を所有されている場合は、自動車税は随時、軽自動車税は納期限の7日前まで。

問い合わせ先

- 自動車税のすべて・軽自動車税の環境性能割・・・南丹広域振興局 税務室 電話 22-0330
- 軽自動車税の種別割・・・・市役所 税務課 電話 25-5011 FAX 25-0940

亀岡市障害者相談支援センター お結び

亀岡市障害者相談支援センターお結びでは、在宅の障がい者（身体・知的・精神）を対象に社会生活講座、サービスの利用相談、当事者相談（ピアカウンセリング）、情報提供など在宅生活の支援を行っています。

【窓口開設日】月・火・木・金・土・日曜日

【休館日】水曜日・お盆（8／13～8／16）・年末年始（12／29～1／3）

【開設時間】月・金・日曜日・祝日 9:00～17:00

火・木・土曜日 9:00～20:00

＊開設していない時間でも、電話相談ができます（24時間対応）。

問い合わせ先

● 亀岡市障害者相談支援センター お結び

〒621-0805 亀岡市安町釜ヶ前19-1 電話 24-9193 FAX 24-9194

ホームページ <http://www.k-shiencenter.jp/>

電子メール info@k-shiencenter.jp

花ノ木相談事業

在宅の心身障がい児および家族の人たちが、地域で豊かに暮らすために、各種福祉サービスの調整や相談に応じます。

問い合わせ先

●（福）花ノ木 地域療育相談支援員 電話 23-0701（代表）

指定特定相談支援事業

障がい児者や家族からの相談を受け、福祉サービス利用にあたり一人ひとりの状況に応じた、きめ細かなケアマネジメント作成を行います。

問い合わせ先

● 亀岡福祉会 相談支援センター お結び 電話 24-9193 FAX 24-9194

● 相談支援事業所 はぴ・ねっと 電話 56-9841 FAX 56-9841

● 花ノ木 医療福祉センター 電話 23-0701 FAX 22-8348

● 相談支援事業所 LINK'S 電話 56-8517 FAX 56-8518

● 相談支援センター ふれあいハート 電話 25-7090 FAX 25-7095

● 地域活動支援センター“圭” 電話 25-8623 FAX 25-8623

● 松花苑生活支援センター 電話 20-1262 FAX 20-1246

※「地域活動支援センター“圭”」については、精神障がい者のみの相談

身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員

障がいのある人やその関係者が身近なところで、いつでも気軽にどのような問題でも相談できるよう、相談員が配置されています。

問い合わせ先

● 市役所 障がい福祉課 電話 25-5189 FAX 25-5511

亀岡市成年後見制度利用支援事業(障がい者対象)

■成年後見制度とは

成年後見制度とは、知的障がい、精神障がいのある人や認知症などにより、判断能力が十分でない人を法律的に保護し、支える制度です。

支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難で、後見などの申し立てを行う親族がない場合は、亀岡市長が申立人となります。また、申し立て費用や後見人等への報酬の支払いが困難な場合は、亀岡市がその経費を負担または助成します。

◎成年後見人などの選任申し立て

身寄りのない障がいのある人や高齢者が、判断能力が十分でないため財産管理ができない場合などに、財産の管理などを代わりに行う成年後見人、保佐人または補助人(以下「成年後見人等」といいます。)の選任の申し立てを市長が代わって家庭裁判所に行います。

【対象者】 次のすべてに該当する人です。

- ① 知的障がい者、精神障がい者または65歳以上の高齢者であること
- ② 自己の財産の管理、処分や医療、介護、障害福祉サービスなどの契約を行う能力が十分でないこと
- ③ 成年後見人等の選任の申し立てを行う配偶者および二親等内の親族がいないこと
- ④ その他、特に本人の福祉のために市長が必要と認めること

◎成年後見などへの報酬の助成

成年被後見人、被保佐人また被補助人(以下「被後見人等」といいます。)に資力がないなどの理由により、成年後見人等への報酬の支払いが困難な場合は、家庭裁判所が決定した報酬に相当する額を助成します。

【対象者】 被後見人等のうち、次のいずれかに該当する人です。(報酬助成の申請時点)

- ① 生活保護を受けている人
- ② 収入、資産などの状況から上記に掲げる人と同等の状態であると認められる人
- ③ 報酬の助成がないと成年後見制度の利用が困難な状況にあると認められる人

問い合わせ先

● 市役所 障がい福祉課 電話 25-5189 FAX 25-5511

中途失明者巡回生活指導員派遣

中途失明者生活指導員による中途失明者を巡回訪問し、心理的更生を中心に相談、指導を行います。

【対象者】 中途失明者

問い合わせ先

● 京都視覚障害者支援センター 電話 075-333-0171

身体障害者巡回相談

京都府家庭支援総合センターの職員が府内を巡回し、補装具その他の相談に応じます。

【対象者】 京都府内に居住する身体障がい者

【内容】 補装具の支給判定

補装具相談

※ 手帳診断、年金診断、特別障害者手当等の認定診断は行いません。

【その他】 事前に居住の市町村に電話等で予約してください

当日は、身体障害者手帳、使用中の補装具を持参してください。

家庭支援総合センターにおける来所相談も行っています。

問い合わせ先

- 市役所 障がい福祉課 電話 25-5031 FAX 25-5511
- 京都府家庭支援総合センター 〒605-0862 京都市東山区清水4丁目185番地1
電話 075-531-9608 FAX 075-531-9610

亀岡市内の障がい児（者）団体

障がい児（者）の当事者、保護者、家族などで構成される障がい児（者）団体があります。同じ悩み、要望の相談や、障がい児（者）が地域で安心して生活できるよう、啓発活動などを行なっています。

○ 亀岡市身体障害者福祉協会

- ・ 肢体障害者協会、視覚障害者協会、聴覚障害者協会が加入しています。
- ・ 事務局は亀岡市総合センター内にあります。（電話22-1311）

○ 亀岡市肢体障害者協会

○ 亀岡市視覚障害者協会

○ 口丹聴覚障害者協会亀岡支部

○ 亀岡市障害児者を守る協議会

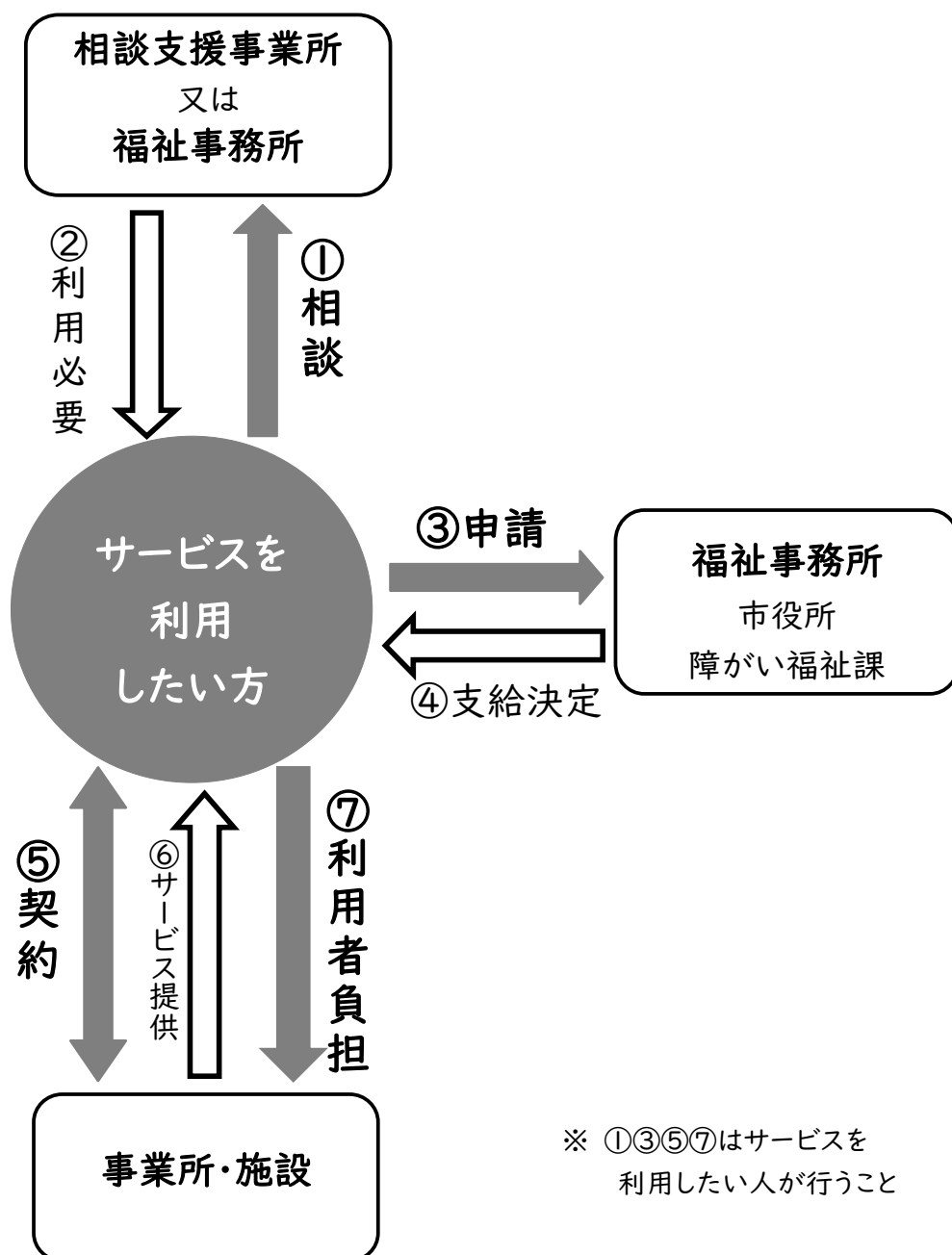
- ・ 障がい児（者）の保護者を中心とした団体です。

○ 京都府中途失聴・難聴者協会亀岡支部

障害福祉サービスの利用のしかた

障がいの種別にかかわらず、必要なサービスが受けられるよう、福祉事務所や相談支援事業所が支援します。

申請は福祉事務所で行ないます。障害者支援施設などに入所している人は入所前に住んでいた市町村に申請します。



■サービス利用までの流れ

1. 相談

福祉事務所または相談支援事業所に相談します。

相談の結果、サービスが必要な場合は福祉事務所に申請します。

＊相談支援事業所・・・市町村の指定を受けた事業所で、申請前の相談や申請をする時の支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業所との連絡調整などを行ないます。



2. 申請

申請用紙に必要事項を記入して、福祉事務所に申請します。

申請の時に必要なその他の書類については、お問い合わせ下さい。



3. サービス等利用計画(案)の作成

サービス利用に際して、相談支援事業所を選び、サービス等利用計画(案)を作成してもらいます。サービス等利用計画(案)は福祉事務所に提出され、サービスの種類や量を決める参考になります。



4. 調査(アセスメント)

市の認定調査員が、申請者及び支援者と面接し、障がいの状況についての調査が行われます。公平性を期すために、全国統一の調査項目が定められ、コンピュータで判定されます。



5. 審査・判定

調査結果をもとに、市の審査会で審査、判定が行われ、どのくらいのサービスが必要な状態か(障害支援区分)が決められます。



6. 支給決定・通知

障害支援区分やサービス等利用計画(案)をもとに、サービスの支給量などが決定されます。決定内容が支給決定通知により申請者に通知され、受給者証が交付されます。



7. 契約

受給者証が届いたら、サービス等利用計画(案)を作成した相談支援事業所及びサービスを利用される事業所と契約を結びます。



8. 利用開催～モニタリング～

サービスの利用を開始します。その後、相談支援事業所がモニタリングを定期的実施し、必要に応じて、サービス等利用計画やサービス内容を見直します。

対象となる障害福祉サービス

自 立 支 援 給 付		
介 護 給 付	居 宅 介 護（ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援
	重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
	行 動 援 護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援
	同 行 援 護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時における移動支援
	療 養 介 護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助
	生 活 介 護	障害者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会提供
	短 期 入 所（ショートステイ）	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護
	重 度 障 が い 者 等 包 括 支 援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護
	施 設 入 所 支 援	施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護
訓 練 等 給 付	自 立 訓 練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供
	就 労 移 行 支 援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供
	就 労 継 続 支 援	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供
	就 労 定 着 支 援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した人のうち、就労に伴う環境変化により、生活面に課題が生じている人に対して、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援の提供
	共 同 生 活 援 助 （ グ ル ー プ ホ ー ム ）	グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助
	自 立 生 活 援 助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人で、一人暮らしに移行した人に対して、定期的に訪問、電話、メール等による必要な助言や医療機関等との連絡調整

児童福祉法によるサービス

児 童 発 達 支 援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	就学中の障がい児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う
保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う

障害福祉サービスを利用したときにかかる費用

利用者負担は、障害福祉サービスを利用することに、原則1割の利用料となりますが、負担額が増えすぎないように、所得に応じて月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

※ 月額負担上限額以外にも、低所得者の方に配慮した、いくつかの負担軽減策が講じられています。詳しくはお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

●市役所 障がい福祉課 電話 25-5189 FAX 25-5511

障害者ガイドヘルパー派遣事業

外出する際の移動に支援を要する障がいのある人の社会参加を促進するためにガイドヘルパーを派遣します。

問い合わせ先

- 市役所 障がい福祉課 電話 25-5189 FAX 25-5511

障害者日中一時支援・生活サポート事業

障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援します。

問い合わせ先

- 市役所 障がい福祉課 電話 25-5189 FAX 25-5511

手話通訳者・要約筆記者派遣

聴覚障がい者や中途失聴者、難聴者などが、市民生活上、円滑な意思の疎通を図る上で支障のある場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

問い合わせ先

- 亀岡市総合福祉センター 電話 24-0294 FAX 24-3071

訪問入浴サービス

入浴に介助を要する重度の障がい者で自宅の浴槽での入浴が困難な人を対象に、移動入浴車により自宅において入浴サービスをします。

ただし、介護保険の対象者（65 歳以上または 40～64 歳の特定疾病該当者）は、介護保険制度の適用になります。

問い合わせ先

- 市役所 障がい福祉課 電話 25-5189 FAX 25-5511

身体障害者用自動車改造費助成

重度の上肢、下肢または体幹機能障がい者が就労等に伴い、自ら運転する本人所有の自動車の操行装置及び駆動装置等を一部改造する際に要する経費を助成します。

限度額 100,000円

【対 象 者】 重度身体障がい者

- 上肢Ⅰ級～Ⅲ級
- 下肢Ⅰ級～Ⅳ級
- 体幹Ⅰ級～Ⅲ級

※ 申請をご検討の方は、改造前に下記問い合わせ先までご相談ください。

問い合わせ先

● 市役所 障がい福祉課 電話 25-5189 FAX 25-5511



補装具や日常生活用具が必要なとき

補装具費の支給

身体機能を補完または代替する補装具の購入、修理に要した費用について、補装具費を支給します。

【対象者】身体障害者手帳の所持者、難病患者等

ただし、介護保険の対象者（65歳以上または40～64歳の特定疾病該当者）は、介護保険制度の適用となるものがあります。

※ 対象者が18歳以上の場合は所得制限があります。

視 覚 障 が い	盲人安全つえ、義眼、矯正眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡、遮光眼鏡
聴 覚 障 が い	補聴器（※3）
肢 体 不 自 由	義肢、装具、姿勢保持装置、重度障害者意思伝達装置、車いす（※1）、電動車いす（※1）、歩行器（※1）、歩行補助つえ（※1）、起立保持具（※2）、頭部保持具（※2）、排便補助具（※2）、座位保持いす（※2）

【備 考】所得に応じて利用者負担がある場合があります。

（※1）介護保険の福祉用具と共通（介護保険による貸与が優先します）

（※2）児童のみ

（※3）身体障害者手帳をもたない18歳未満の難聴児も対象に含む（亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業）

問い合わせ先

● 市役所 障がい福祉課 電話 25-5031 FAX 25-5511

日常生活用具の給付など

重度の障がい児（者）および知的障がい者、難病患者等が自力で日常生活を営めるよう用具の給付などを行います。

【対象者】

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた児（者）、難病患者等であって、障がいの程度が定められた日常生活用具の給付などに該当する人。

ただし、介護保険の対象者（65歳以上または40～64歳の特定疾病該当者）は、介護保険制度の適用となるものがあります。

問い合わせ先

● 市役所 障がい福祉課 電話 25-5189 FAX 25-5511

区分	種 目	障がい部位	障がい程度	児・者区分	耐用	そ の 他
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢・体幹 難病患者等	1・2級 寝たきり状態	児(学齢以上)・者	8年	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
	特殊マット	下肢・体幹 難病患者 知的障がい	1級 寝たきり状態 A	児(3才以上)・者	5年	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損傷を防止できる機能を有するもの。
	特殊尿器	下肢・体幹 難病患者等	1級(常時介護を要する者) 自力で排尿できない	児(学齢以上)・者	5年	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの
	入浴担架	下肢・体幹	1・2級(常時介護を要する者)	児(3才以上)・者	5年	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
	体位変換器	下肢・体幹 難病患者等	1・2級(常時介護を要する者) 寝たきり状態	児(学齢以上)・者	5年	介護者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
	移動リフト(工事を伴わないもの)	下肢・体幹	1・2級	児(3才以上)・者	4年	住宅改修を伴うものを除く
	移動リフト(工事を伴うもの)	下肢・体幹	1・2級(移動が困難な者)	児(学齢以上)・者	8年	住宅改修を伴うもの
	階段昇降機	下肢・体幹	1・2級(移動が困難な者)	児(学齢以上)・者	8年	階段を歩いて昇降できない重度の障がい児(者)が容易に昇降できるもの
	段差昇降機	下肢・体幹	1・2級(移動が困難な者)	児(学齢以上)・者	8年	車いす利用者
	訓練いす	下肢・体幹	1・2級	児(3歳以上)のみ	5年	原則として付属のテーブルをつける
	訓練用ベッド	下肢・体幹 難病患者等	1・2級 体幹機能に障害がある	児(学齢以上)のみ	8年	上腕又は下肢の訓練ができる器具を備えたもの
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹 難病患者等	入浴に介助を要する者	児(3才以上)・者	8年	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの
	便 器 (便器+手すり)	下肢・体幹 難病患者等	1・2級 常時介護を要する	児(学齢以上)・者	8年	障がい者や介助者が容易に使用し得るもの
	T字杖、棒状の杖	平衡・下肢 下肢・体幹		児(3才以上)・者	4年	障がい者が容易に利用できるもの 施設利用者も可
	移動、移乗支援用具	平衡・下肢 下肢・体幹 難病患者等	家庭内の移動等において介助を必要とする者 下肢が不自由	児(3才以上)・者	8年	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具
	頭部保護帽	平衡・下肢 下肢・体幹 知的障がい	てんかんの発作等により頻繁に転倒する者		3年	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。施設利用者も可
	特殊便器	上肢 知的障がい 難病患者等	1・2級 A以上 上肢機能に障害がある	児(学齢以上)・者	8年	温水温風を出し得るもの
	火災警報器	全部位 知的障がい	1・2級 A以上	児・者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯)	8年	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
	自動消火器	全部位 知的障がい 難病患者等	1・2級 A以上	児・者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯) 児・者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準じる世帯)	8年	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火し得るもの
	電磁調理器	視覚 知的障がい	1・2級 A以上	者のみ	6年	視覚又は知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚	1・2級	者のみ	6年	視覚障がい者が容易に使用し得るもの
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚	2級	者のみ(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	10年	音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの

区分	種 目	障がい部位	障がい程度	児・者区分	耐用	そ の 他
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓	1・3級 自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者		5年	透析液を加温し、一定温度に保つもの
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器	1・3級又は同程度であって必要と認められる者		5年	障がい者や介助者が容易に使用し得るもの
		難病患者等	呼吸器機能に障害がある			
	電気式たん吸引器	呼吸器	1・3級又は同程度であって必要と認められる者		5年	障がい者や介助者が容易に使用し得るもの
		難病患者等	呼吸器機能に障害がある			
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行なう者		者のみ	10年	障がい者や介助者が容易に使用し得るもの
	盲人用体温計(音声式)	視覚	1・2級	児(学齢以上)・者	5年	視覚障がい者が容易に使用し得るもの
	盲人用体重計	視覚	1・2級	者のみ	5年	視覚障がい者が容易に使用し得るもの
情報・意思疎通支援用具	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等			6年	呼吸器状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの
	携帯用会話補助装置	音声言語 肢体不自由	発声・発語に著しい障がいがある者	児(学齢以上)・者	5年	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの
	情報・通信支援用具	視覚・上肢	1・2級	児(学齢以上)・者	6年	コンピューターの入力等が可能となる周辺機器
	点字ディスプレイ	視覚及び聴覚複合 視覚障がい	1・2級 点字を使用する	者のみ	6年	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの
	点字器	視覚	1・2級	児(学齢以上)・者	7年	点字板
	点字タイプライター	視覚	1・2級	児(学齢以上)・者	5年	視覚障がい者が容易に使用し得るもの
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機・再生専用機)	視覚	1・2級	児(学齢以上)・者	6年	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、視覚障がい者が容易に録音及び再生できるもの
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚	1・2級	児(学齢以上)・者	6年	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの
	視覚障害者用拡大読書器	視覚	本装置により文字等を読むことが可能になる者	児(学齢以上)・者	8年	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの
	盲人用時計(触読式・音声式)	視覚	1・2級		10年	視覚障がい者が容易に使用し得るもの
	聴覚障害者用通信装置	聴覚又は発声・発語に著しい障がいがある者		児(学齢以上)・者	5年	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの
	聴覚障害者用通信装置(FAX)					一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚		児(3才以上)・者	6年	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用できるもの
	人工喉頭(電動式・笛式)	喉頭摘出した音声機能障がい者			5年	施設利用者可
	点字図書	視覚	情報の入手を点字によっている視覚障がい			点字により作成された図書。施設利用者可

区分	種 目	障がい部位	障がい程度	児・者区分	耐用	そ の 他
支援 排泄 用管 具理	ストマ装具（消化器系・尿路系）	ストマ造設者		児（3才以上）・者		施設利用者可
	紙オムツ	高度の排便・排尿機能障害のある全身性障がい者等		児（3才以上）・者		施設利用者可
	収尿器	高度の排尿機能障がい者		児（3才以上）・者	1年	施設利用者可
住宅 改修 費	居宅生活動作補助用具	下肢・体幹	1・2・3級	児（学齢以上）・者	20年	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
		移動機能障がい				
		下肢又は体幹機能に障がいがある難病患者等				

福祉電話の貸与

外出が困難な重度身体障がい者に対し、電話を貸与することによって、コミュニケーション手段や緊急連絡手段を確保します。(台数に限りがあります)

【対 象 者】

重度身体障がい者(1・2級)

障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯であって、現に電話を所有していない人で市民税非課税世帯に属する人

また、福祉電話の基本料金と通話料の一部が補助されます。

問い合わせ先

● 市役所 高齢福祉課 高齢者支援係 電話 25-5032 FAX 25-3070

障害基礎年金(国民年金)

【対象者】

- ① 法に定める障がいの状態にある人が、20歳に達したとき。
※所得制限があります
- ② 国民年金に加入している間に、法に定める障がいの状態になったとき
※初めて医師にかかった日(初診日)の前日において、前々月までの保険料納付済期間
(免除期間等も含む)が加入期間の3分の2以上あること。
ただし、65歳未満に限ります

問い合わせ先

- 市役所 市民課 国民年金係 電話 25-5020 FAX 25-5021

亀岡市在日外国人重度障害者特別給付金

重度障がい者の在日外国人で、国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日より前に20歳に到達していたなどの理由により、無年金になっている人の福祉向上を図る給付制度です。

【対象者】 身体障害者手帳1・2級

療育手帳A

精神障害者保健福祉手帳1級

昭和57年1月1日より前に20歳になった人で、同日より前に重度障がい者となった人。昭和57年1月1日において、日本国内で外国人登録原票に登録されていた人(以後帰化した人を含む)

問い合わせ先

- 市役所 市民課 国民年金係 電話 25-5020 FAX 25-5021

児童扶養手当

【対象者】

ひとり親家庭(父または母が重度の障がいの状態にある場合を含む)及び両親に代わって児童を養育している人に支給されます。

- ・児童とは、18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童と20歳未満の一定の障がいの状態にある児童を対象とします。

【支給制限】

- ・ 父または母及びその児童の養育者が公的年金を受給している場合
- ・ 対象児童が父または母に支給されている公的年金の加算対象になっている場合
- ・ 児童の扶養義務者が一定以上の所得がある場合など

問い合わせ先

- 市役所 子育て支援課 こども給付係 電話 25-5027 FAX 25-5128

特別障害者手当・障害児福祉手当

■特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の著しい重度障がい者に支給される手当です。

【支給対象者】

次のいずれかに該当する在宅の重度障害者です。

ア.「表1」の障害が2つ以上あるとき。

イ.「表1」の障害が1つあり、かつ「表2」の障害が2つ以上あるとき。

ウ.ア、イと同じ程度の障害があるとき。

ただし、次の要件に該当するときは対象となりません。

・障がい者支援施設や養護老人ホームなどに入所している人

・病院、診療所または、介護老人保健施設に継続して3ヵ月を超えて入院している人

※所得による支給制限があります。

なお、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律による介護手当を受けることができるときは、手当の支給額の調整を行います。

■障害児福祉手当

日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅重度障がい児に支給される手当です。

【支給対象者】

「表3」のいずれかに該当する在宅の重度障害児

ただし、次の要件に該当するときは対象となりません。

・障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき

・障がい児入所施設などに入所したとき

※所得による支給制限があります。

問い合わせ先

● 市役所 障がい福祉課 電話 25-5031 FAX 25-5511

表1 特別障害者手当の障害程度

- ①両眼の視力がそれぞれ0.03以下の人または、一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下の人
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上の人
- ③両上肢の機能に著しい障害を有する人(両上肢のすべての指を欠く人または両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有する人を含む)
- ④両下肢の機能に著しい障害を有する人または両下肢を足関節以上で欠く人
- ⑤体幹の機能の障害によりすわっていることができない程度または立ち上がることができない程度の人
- ⑥前各号に掲げる人のほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度の人
- ⑦精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度の人

表2 特別障害者手当の障害程度

- ①両眼の視力がそれぞれ0.07以下の人または、一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下の人
- ②両耳の聴力レベルが90デシベル以上の人
- ③平行機能に極めて著しい障害を有する人
- ④そしゃく機能を失った人
- ⑤音声または言語機能を失った人
- ⑥両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃した人(両上肢のおや指およびひとさし指を欠く人を含む)
- ⑦1上肢の機能に著しい障害を有する人(1上肢のすべての指を欠く人または1上肢のすべての指の機能を全廃した人を含む)
- ⑧1下肢の機能を全廃した人(1下肢を大腿の2分の1以上で欠く人を含む)
- ⑨体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有する人
- ⑩前各号に掲げる人のほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の人
- ⑪精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度の人

表3 障害児福祉手当の障害程度

- ①両眼の視力がそれぞれ0.02以下の人
- ②両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の人
- ③両上肢の機能に著しい障害を有する人
- ④両上肢のすべての指を欠く人
- ⑤両下肢の用を全く廃した人
- ⑥両大腿を2分の1以上失った人
- ⑦体幹の機能に座っていることができない程度の障害の人
- ⑧前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度の人
- ⑨精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度の人
- ⑩身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度の人

「表1」「表2」「表3」共通

(備考) 視力は、万国式試視力表又はそれと同一の原理に基づく試視力表により測定する。

特別児童扶養手当

【対象者】

精神または、身体に中程度以上の障がいのある児童（20歳未満）を家庭で養育する人。

（注）障がいの範囲は法律の別表に定められていますが、＜1級＞は身体障害者手帳のほぼ1級および2級と療育手帳Aに、＜2級＞は同じくほぼ3級および4級（一部）と療育手帳B（一部）に該当します。

【支給制限】

児童が他の制度による障害年金を受けているとき、支給対象者、またはその扶養義務者が一定以上の所得があるときなどには、支給されません。

申し込み・問い合わせ先

- 市役所 障がい福祉課 電話 25-5031 FAX 25-5511
- 京都府 家庭・青少年支援課 電話 075-414-4585 FAX 075-414-4586

駐車禁止除外制度

下記の障害者手帳を所持する人で一定の要件を満たしている場合、申請により公安委員会から駐車禁止除外指定車標章が交付されます。

障害区分	障害の程度
上肢障害	1級から1種2級
下肢障害	1級から4級
体幹、平衡、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または免疫の機能障害	1級から3級
視覚障害	1級から1種4級
聴覚障害	2級及び3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能：1級及び2級（片上肢のみの障害は対象外）
	下肢機能：1級から4級（片下肢のみの障害は対象外）
知的障害	重度（A）
精神障害	1級

※ 戦傷病者及び小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている「色素性乾皮症」の方も対象となります。

※ 車両を所有していない方でも標章の交付を受けられます。

※ タクシーや他の方の車両に乗車する場合にも標章が使用できます。

問い合わせ先

● 亀岡警察署（代表） 電話 24-0110 FAX 22-6921

● 京都府警察本部駐車対策課（代表） 電話 075-451-9111

京都おもいやり駐車場利用証制度

障がいや高齢、難病で歩行が困難な人、または、けが人や妊産婦で一時的に歩行が困難な人などに「京都思いやり駐車場利用証」を交付して、車いすマークの駐車場をご利用いただくための制度です。

京都府ホームページ URL <http://www.pref.kyoto.jp/omoiyari-pp/>

利用証は、府民総合案内相談センター、家庭支援総合センターおよび京都府各保健所で交付します。

問い合わせ先

● 京都府健康福祉部 福祉・援護課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

電話 075-414-4551 FAX 075-414-4615

公営住宅の優先入居

府営住宅、市営住宅の入居者募集について、優先入居制度があります。

○府営住宅

【対象者】

身体障害者手帳所持者（1級～4級）・療育手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者

※このほかに、公営住宅入居資格を有することが必要です。

問い合わせ先

- 京都府 障害者支援課 電話 075-414-4598 FAX 075-414-4597
- 市役所 障がい福祉課 電話 25-5031 FAX 25-5511
- 京都府住宅供給公社 電話 075-431-4151 FAX 075-432-2049

○市営住宅

【対象者】

身体障害者手帳所持者（1級～4級）・療育手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者

※このほかに、公営住宅入居資格を有することが必要です。

※市営住宅入居者募集時に優先世帯枠（障がい者、高齢者、母子・多子世帯等）を設け募集し、抽選で入居いただきます。

※優先世帯は、一般募集住宅と重複で申し込むことができます。

問い合わせ先

- 市役所 建築住宅課 電話 25-5048 FAX 23-5000

市内公共施設の利用料等減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者は市内公共施設の利用料等減免を受けることができます。

問い合わせ先

- 亀岡市交流会館 電話 26-5001 FAX 26-5002
- ガレリアかめおか 電話 29-2700 FAX 25-5881
- 亀岡運動公園・さくら公園 電話 25-0372 FAX 23-1126
- 亀岡市営球技場 電話 24-6411 FAX 24-6411
- 亀岡市七谷川野外活動センター 電話 24-6411 FAX 24-6411
- 文化資料館 電話 22-0599 FAX 25-6128
- 川の駅 亀岡水辺公園 電話 55-9755 HPよりメールで問合せ可
- 若木の家（市立教育研修施設） 電話 25-0977

亀岡市自転車等駐車場利用料金の減額

下記の障害者手帳所持者は自転車等駐車場利用料金が減額になります。

- 【対象者】・身体障害者手帳所持者
・療育手帳所持者
・精神障害者保健福祉手帳所持者

【対象となる自転車等駐車場】

JR馬堀駅前自転車等駐車場 電話・FAX22-4971
JR亀岡駅前自転車等駐車場 電話・FAX24-9303
JR亀岡駅北口自転車等駐車場 電話・FAX24-9303
JR千代川駅前自転車等駐車場 電話・FAX21-1680

問い合わせ先

- 市役所 土木管理課 電話 25-5043 FAX 23-5000

緊急通報装置

身体障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に属する身体障がい者（1級・2級）の人に、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。一部負担あり
ただし、70歳以上は、高齢福祉課で対応。

問い合わせ先

- 市役所 障がい福祉課 電話 25-5189 FAX 25-5511

119番FAX及びNet119

耳や言葉の不自由な人が、火災や急病の時、自宅のファクシミリやスマートフォン（携帯電話）から消防署に直接通報できます。

【対象者】 身体障害者手帳所持者のうち、聴覚障がい者及び音声言語機能障がい者

申し込み・問い合わせ先

- 市役所 障がい福祉課 電話 25-5189 FAX 25-5511
● Net119 窓口 京都中部広域消防組合消防本部指令課
電話 22-9582 FAX23-4535 メール sirei@kyoto-chubu119.jp

青い鳥郵便はがきの無償配布

下記に該当する人は、無料ではがきの配布を受けられます（一人20枚）。

【対象者】 重度の身体障がい者（1・2級）または重度の知的障がい者（療育手帳A）
【受付期間】 4月1日～5月31日（休日の場合前後することがあります）

申し込み・問い合わせ先

- 日本郵便株式会社亀岡郵便局 電話 0570-943-938

NHK受信料の免除

下記の障害者手帳を所持する人は、NHK（日本放送協会）の放送受信料が免除される場合があります

	【全額免除】 下記の障がいのある人を世帯構成員に有し、かつ世帯全員が住民税非課税の場合	【半額免除】 下記の障がいのある人が世帯主で、かつ契約者である場合
身体	身体障害者手帳を持っている人がいる世帯	視覚・聴覚障害者手帳を持っている人が世帯主である場合 重度の身体障がい者（1・2級）の人が世帯主
知的	知的障がい者（療育手帳A・Bを持っている人）がいる世帯	重度の知的障がい者（療育手帳Aを持っている人）が世帯主の場合
精神	精神障害者手帳を持っている人がいる世帯	重度の精神障害者福祉手帳（1級を持っている人）が世帯主の場合

【お願い】

住民税については、手帳取得の翌年度まで「障害者控除」の適用ができないことが多く、その影響で、翌年以降に住民税課税から住民税非課税となる世帯が多く見受けられます。

そのため、「【半額免除】」の適用となった方については、翌年度以降の住民税の課税状況に充分ご注意ください、要件を満たす場合は、「【全額免除】」のご利用もご検討くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先

● NHK京都放送局 〒604-8515 京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町576番地
電話 075-251-1595 FAX 075-251-1612

104の無料扱い（ふれあい案内）

■無料扱いの対象範囲

(1.) 身体障害者手帳を持っている人で次のいずれかの障がいのある人

障 が い 区 分	障 が い の 程 度
視 覚 障 が い	1級から6級
上 肢 機 能 障 が い	1級から2級
体 幹 機 能 障 が い	
肢 体 不 自 由 (乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	

(2.) 療育手帳を持っている人

(3.) 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

問い合わせ先 ● ふれあい案内事務局 電話 0120-104174 FAX0120-104134

携帯電話基本使用料金等の割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者は、携帯電話の基本使用料金などが割引される場合があります。

問い合わせ先 ● 各携帯電話会社

電話リレーサービス

聴覚や発語に困難のある人と、他者との会話を通訳オペレーターが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。

24時間、365日、お店への連絡や予約、再配達の依頼など双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。

利用に際しては、登録、利用料が必要となります。

問い合わせ先

● 一般社団法人日本財団電話リレーサービス

電話 03-6275-0912 FAX 03-6275-0913

ホームページの問い合わせフォーム <https://nftrs.or.jp/contact/>

心身障害者扶養共済制度

心身障がい児（者）の保護者が加入者として一定の掛け金を納め、加入者が死亡または重度障がい者になった場合、心身障がい児（者）に終身年金を給付することにより、心身障がい児（者）の将来の生活の安定と福祉の向上を図る制度です。

■心身障がい児（者）の範囲

- ① 知的障がい児（者）
- ② 身体障害者手帳1級から3級までの人
- ③ 精神または身体に永続的な障がいのある人で障がいの程度が①②と同程度の人

■加入資格

心身障がい児（者）の保護者であって加入時に次の要件を満たす人

- ① 65歳未満であること
- ② 生命保険契約の被保険者となれないような特別の疾病または障がいを有しないこと

■掛金

加入時年令	～34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳
掛け金月額 固定（1口）	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

※ 20年以上この制度に加入しかつ年令が65歳以上（4月1日現在）の人は掛け金の納付を免除されます。

※ 2口まで加入できます。

※ 掛け金は世帯の市民税課税状況に応じて減額または免除されることがあります。

■年金の支給

加入者が死亡し、または加入後の疾病または災害により疾病の状態となったときは月額2万円（2口加入の場合は4万円）の年金を心身障がい児（者）の生存中に支給されます。

※ 心身障がい児（者）が加入者より先に死亡されたときは、一時金（弔慰金）が支給されます。

問い合わせ先

- 京都府 障害者支援課 電話 075-414-4599
- 市役所 障がい福祉課 電話 25-5031 FAX 25-5511

亀岡市避難行動要支援者名簿

「災害対策基本法」に基づき、災害が起こった時、自宅から避難所まで、自力で避難することが難しい人をあらかじめ把握し、災害発生時、要支援者の非難を支援するための名簿「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

【避難行動要支援者名簿に掲載する人とは】

生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する人のうち単身または高齢者のみの世帯、もしくは障がい者のみの世帯にある人。

- ① 要介護認定3～5を受けている人
- ② 障害者手帳所持者で下記のいずれかに該当する人
 - ・視覚の障がい程度が1級または2級の人
 - ・聴覚の障がい程度が2級の人
 - ・下肢体幹の障がい程度のいずれかが1級または2級の人
 - ・内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能）の障がい程度のいずれかが1級の人
- ③ 療育手帳所持者で障がいの程度がAの人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳所持者で障がいの程度が1級または2級の人
- ⑤ 難病患者のうち自力避難が困難な人 など

上記の①～⑤に該当する人には、地域福祉課から個別に、避難支援者（警察・消防など）への名簿提供についての同意確認書類を送付します。

※避難行動要支援者名簿に掲載されることで、災害発生時、避難支援者による安否確認や避難行動の支援等を受けられる可能性が高まります。しかし、避難支援者やその家族などの安全確保が前提での活動のため、災害時の避難行動の支援が必ず行われることを保証するものではありません。

※個人の申請により登録される名簿ではありません。

問い合わせ先

● 市役所 地域福祉課 地域福祉係 電話 25-5030 FAX 24-3070

生活福祉資金貸付制度

- 総合支援資金（失業等による） 生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費
- 福祉資金
- 教育支援資金

以上の各資金の貸付制度があります。

問い合わせ先

● 民生委員を通じて亀岡市社会福祉協議会へ 電話 23-6711 FAX 24-0350

郵便等による不在者等投票制度

○身体に重度の障がいのある有権者であらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けていれば、選挙の際に直接投票所に行って投票しなくても、自宅など現在いる場所で投票することができます。

【対象者】

- ① 1・2級の両下肢、体幹、移動機能障がい者
- ② 1・3級の心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能障がい者
- ③ 1～3級の免疫、肝臓障がい者
- ④ ①、②、③の部位の障害の程度が①、②、③の障害の程度に該当し、知事などが書面により証明した人
- ⑤ 戦傷病者手帳を持ち、一定の障がいのある人
- ⑥ 介護保険の被保険者証に要介護5と記載されている人

○郵便等投票の対象者で次のいずれかに該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会委員長に届け出た人（選挙権を有する人に限る）に投票の記載をしてもらうことができます。

- ① 1級の上肢、視覚障がい者
- ② 戦傷病者手帳を持ち、一定の障がいのある人

※上記の制度は、あらかじめ選挙管理委員会への申請が必要です。

問い合わせ先

- 亀岡市選挙管理委員会 電話 25-5057

本会議の傍聴

車いすでの傍聴ができます。

あらかじめ申し出ていただくと手話通訳者や要約筆記者の配置も行います。

問い合わせ先

- 市役所 議会事務局 電話 25-5051 FAX 25-6965

亀岡市障害児保護者就労支援事業

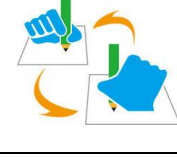
日中に障害者福祉サービス事業所・障害者支援施設等において、障がい児に居場所を提供し、見守り・その他必要な支援を行います。

問い合わせ先

- 市役所 障がい福祉課 電話 25-5189 FAX 25-5511

障がい者に関するシンボルマーク

障がい者に関するマークは、次のようなものがあります。マークを見かけた場合は、ご理解とご協力をお願いします。なお、各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。

名称		概要等	連絡先
障害者のための国際シンボルマーク		障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。 ※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。 特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。	財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
身体障害者標識(身体障害者マーク)		肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	各警察署
聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)		聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	各警察署
盲人のための国際シンボルマーク		世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。 信号機や国際点字郵便物・書籍などに使用されています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885
耳マーク		聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーションへの配慮を求めるマークです。 自治体、病院、銀行などで、聴覚障がいのある方への援助ができることを示すマークとしても使用されています。	社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 電話 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
ほじょ犬マーク		補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。 補助犬とは、身体障がい者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬、聴導犬の総称です。 不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、受け入れが義務付けられています。	京都府健康福祉部障害者支援課 電話 075-414-4601 FAX 075-414-4597
オストメイトマーク		人工肛門や人工膀胱を使用している人(オストメイト)のための設備があることや、オストメイト対応トイレの入口、案内誘導プレートに表示されています。	社団法人 日本オストミー協会 電話 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
ハートプラスマーク		身体内部に障がいがある方を表すマークです。 心臓、じん臓などの内部障がいや内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、視覚的に示すことで、理解と協力を広げるために作られたマークです。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 電話 052-718-1581 FAX 052-718-1581
ヘルプマーク		内部障がい及び難病等により援助や配慮が必要でありながら、見た目には分かりにくい方が、周囲の方に対して、配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。 義足や人工関節を使用する方、内部障がい及び難病だけでなく、妊娠初期の方など助けを要する方が、援助や配慮を受けやすくすることを目的としています。	京都府健康福祉部 障害者支援課 電話 075-414-4598 FAX 075-414-4597
手話マーク		聴覚に障がいのある人のうち、手話を必要とする人を対象にしたマークです。 手話を必要とするろう者自身がコミュニケーションの配慮を求める時に提示するほか、手話で対応できることを示す時に提示します。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 電話 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445
筆談マーク		筆談を必要としている人を対象にしたマークです。 筆談を必要とする人自身がコミュニケーションの配慮を求める時に提示するほか、筆談で対応できることを示す時に提示します。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 電話 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445

市内主要施設におけるバリアフリーに関するご案内

施設名	亀岡市庁舎（本館・別館）	亀岡市上下水道部庁舎	亀岡市保健センター	亀岡市休日急病診療所	亀岡市立病院	亀岡市文化資料館	ガレリアかめおか	ふれあいプラザ
所在地	〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地	〒621-0805 亀岡市安町金ヶ前20番地	〒621-0805 亀岡市安町金ヶ前82	〒621-0805 亀岡市安町金ヶ前82	〒621-8585 亀岡市篠町篠野田1番地1	〒621-0815 亀岡市古世町中内坪1	〒621-0806 亀岡市余部町宝久保1番地1	〒621-0806 亀岡市余部町福又61番地の1
	電話番号 0771-22-3131	0771-23-9311	0771-25-5126	0771-23-5636	0771-25-7313	0771-22-0599	0771-29-2700	23-6711
	FAX 0771-24-5501	0771-22-6336	0771-25-5128	0771-25-5128	0771-25-7312	0771-25-6128	0771-22-6538	24-0350
開館／開庁／開園日	時間 午前8時30分～午後5時15分	午前8時30分～午後5時15分	午前8時30分～午後5時15分	受付時間 午前9時50分～11時30分／ 午後1時～4時30分	受付：月～金曜日 午前8時30分～11時30分、再来受付機は午前8時15分～11時30分 診療時間：月～金曜日 午前8時45分から 面会時間：面会制限中	午前9時～午後5時 午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	午前9時～午後5時（かめおか） かっこひろばは午後4時まで
	休業日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始	年末年始 土曜日、日曜日、祝祭日は閉館 昼の受付、水道・下水道料金の収納事務などのみ行っている。	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始	日曜日、祝日（振替休日を含む）、年末年始（12月30日～1月3日）を除く日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始	毎週月曜日、年末年始	毎月第4木曜日（祝日の場合は、翌金曜日）、年末年始	毎週木曜日（木曜日が祝日の場合はその翌日）、年末年始
	車いす あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
多目的トイレ	オストメイト あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし
	ベビーベッド／オムツ替え用台 あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり
	ユニバーサルシート なし	あり	なし	なし	なし	なし	あり（警用トイレに設置）	なし
駐車場	車いす用駐車場 あり（3台）	あり（1台）	あり	あり	あり（5台）	あり	あり（10台）	なし ※ガレリアかめおか駐車場を利用
	おもちゃり駐車場 あり（4台）	あり（1台）	あり	あり	あり（5台）	あり	あり（2台）	なし
	盲導犬／介助犬／聴導犬 同行可	同行可	同行可（※健診時など、場合によって不可）	同行可（衛生上入室が無理な場合有）	同行可	同行可	同行可	同行可
車いす貸し出し	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり
点字案内	あり	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり
エレベーター	あり	あり	あり	なし	あり	なし（ただし、通常の展示見学スペースは1階部分のみ）	あり	なし
障害物 段差など	スロープ あり	あり	なし	なし	-	あり	あり	なし
	-	-	-	-	段差なし	-	-	-
	備考							

市内主要施設におけるバリアフリーに関するご案内

施設名	亀岡市総合福祉センター	のどかめロード	亀岡運動公園体育館	亀岡運動公園競技場	さくら体育館	亀岡市七谷川野外活動センター	保津川水辺公園	川の駅亀岡水辺公園
所在地	〒621-0864 亀岡市内丸町45番地の1	亀岡市追分町谷筋1番6先 から亀岡市亀岡駅北一丁目 1.0.0番3先まで	〒621-0029 亀岡市曾我部町穴太土淵33-1	〒621-0029 亀岡市曾我部町穴太土淵33-1	〒621-0003 亀岡市千歳町国分後1-1	〒621-0002 亀岡市千歳町千歳南山40	〒621-0005 亀岡市保津町八ノ坪12番3外	〒621-0051 亀岡市千代川町今津大縄場26-3地先
電話番号	24-0294	-	0771-25-0372	0771-25-2063	0771-25-9786	0771-24-6411	-	0771-55-9755
FAX	24-3071	-	0771-23-1126	0771-25-2063	0771-25-9787	0771-24-6411	-	-
時間	午前9時～午後10時(日曜日 は午後5時まで)	-	午前8時30分～午後9時30分	午前8時30分～午後9時	午前8時30分～午後9時30分	午前9時～午後5時	-	午前9時から午後6時まで
休業日	毎週火曜日、祝日、年末年始	-	火曜日(休日の場合は翌日)、年末年始	火曜日(休日の場合は翌日)、年末年始	火曜日(休日の場合は翌日)、年末年始	毎週火曜日、年末年始	-	年末年始
車いす	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
オストメイト	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし	あり
ベビーベッド／オムツ替え用台	あり	-	あり	あり	なし	なし	あり	あり
ユニバーサルシート	なし	あり(赤ちゃんのオムツ交換や高齢者、腰が弱いのある方が多目的に利用できる大型ベッド。)	なし	なし	なし	なし	なし	なし
車いす用駐車場	あり	-	あり(5台)	あり(3台)	あり(1台)	なし	あり	なし
おもいやり駐車場	あり	-	なし	なし	なし	なし	なし	なし
盲導犬／介助犬／聴導犬	同行可	同行可	同行可	同行可	同行可	同行可	同行可	同行可
車いす貸し出し	あり	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし
点字案内	あり	あり	なし	なし	なし	なし	あり	なし
エレベーター	あり	あり(南北1箇所ずつ)	なし	なし	なし	なし	なし	なし
障害物 段差など	あり	-	あり	あり	なし	あり	あり	あり
	-	段差なし	-	-	-	-	-	-
備考								

関係機関

名称	所在地	電話 ※()内はFAX番号
障がい福祉課	亀岡市安町野々神8	25-5031 25-5189 (25-5511)
子育て支援課	亀岡市安町釜ヶ前82番地	25-5027 (25-5128)
高齢福祉課 高齢者支援係	亀岡市安町野々神8	25-5032 (24-3070)
亀岡市家庭児童相談室 (こども家庭課内)	亀岡市安町釜ヶ前82番地	25-5138 (25-5128)
市民課 国民年金係	亀岡市安町野々神8	25-5020 (25-5021)
亀岡市総合福祉センター	亀岡市内丸町45-1	24-0294 (24-3071)
亀岡市社会福祉協議会	亀岡市余部町樋又61-1	23-6711 (24-0350)
亀岡市障害者相談支援センター「お結び」	亀岡市安町釜ヶ前19-1	24-9193 (24-9194)
京都府南丹広域振興局(代表)	亀岡市荒塚町1丁目4-1	22-0422 (24-4683)
京都府南丹保健所 福祉室	南丹市園部町小山東町 藤ノ木21	0771-62-4751 (0771-63-0609)
京都府健康福祉部 障害者支援課	京都市上京区 下立売通新町西入ル藪ノ内町	075-414-4598 (075-414-4597)
京都府家庭支援総合センター(代表)	京都市東山区清水 4丁目185番地1	075-531-9600 (075-531-9610)
京都府精神保健福祉総合センター	京都市伏見区竹田流池町120	075-641-1810 (075-641-1819)
京都府立城陽障害者高等技術専門学校	城陽市中芦原59	0774-54-3600 (0774-56-0528)
京都障害者職業相談室(職安)	京都市下京区西洞院通 塩小路下ル東油小路町803	075-341-2626 (075-341-2612)
(公財)関西盲導犬協会 盲導犬総合訓練センター	亀岡市曾我部町犬飼未ヶ谷18-2	24-0323 (25-1054)

12月3日から9日は
「障害者週間」です

～すべての障がい者の
「完全参加と平等」をめざして～

障がい者福祉のてびき

亀 岡 市